

定額減税補足給付金（不足額給付）

手続き期限

10月31日(金)

●問合先 企画財政課企画政策グループ (☎ 38-5805)

●対象 令和7年度の課税台帳が岩倉市にあり、以下の不足額給付（1）または不足額給付（2）に該当する人

不足額給付（1）

本来調整給付金として支払うべき額を再計算した結果、令和6年度に実施された当初調整給付の給付額では不足が生じる人に対して、その差額を給付

対象となる可能性のある人の例

- ★「令和6年分所得税額」が「令和6年分推計所得税額（令和5年所得を基に算出）」より減少した人
- ★令和6年中に扶養親族等が増加した人
- ★修正申告等により税額が修正され、令和6年度分市県民税所得割が減少した人 など

不足額給付（2）

本人および税制度上の扶養親族等として定額減税の対象外であり、かつ令和5、6年度の低所得世帯向け給付金の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった人に対して、1人当たり原則4万円（令和6年1月1日時点で国外に居住していた人は3万円）を給付

対象となる可能性のある人の例

- 令和6年分所得税額と令和6年度分市県民税所得割額ともに定額減税前税額がゼロで
- ★青色事業専従者等の人
 - ★合計所得金額が48万円を超える人 など

●給付時期および手続き方法

対象者には7月中旬に手続き書類を送付します。対象者ごとに手続き方法が異なりますので、届いた書類を確認のうえ、手続きをお願いします。手続き完了後、準備が整ったものから順次給付を開始します。

※一部、市で情報を把握できない人でも対象となる場合があります。その場合は申請が必要となりますので、手続き書類が届かない人で、対象に該当すると思われる人は、下記臨時窓口まで問い合わせてください。

●定額減税補足給付金（不足額給付）臨時窓口の設置

市役所3階に臨時窓口を設置します。

不明な点は問い合わせてください。

【設置期間】7月11日(金)～10月31日(金)

不足額給付専用ダイヤル

☎ 22-5224

※臨時窓口の設置期間中のみ



▲市ホームページでも随時情報を更新しますので確認してください。



7月執行予定 第27回参議院議員通常選挙

参院選 思いを託す この一票

※投票日など詳細は、市ホームページや投票所入場券などで確認してください。

第27回参議院議員通常選挙は、愛知県選出議員選挙（議員4人を選出）と比例代表選出議員選挙（政党名または候補者名を記入し、その得票数に応じて各政党から議員を選出）の2種類の投票となります。

投票所では色の違う2種類の投票用紙を渡しますので、投票の際には、間違いのないように注意してください。棄権することなく、私たち一人ひとりの『大切な一票』を私たちの代表者に投じましょう。

投票できる人

選挙権を有している人

ただし、岩倉市で投票できるのは、住民登録日から選挙人名簿の登録基準日まで3カ月以上経過している人（通常、選挙時の登録基準日は、公示日の前日です）

市内に転入した人

公示日の3カ月前の日以降に岩倉市に転入届を出された人は、選挙人名簿にはまだ登録されませんので、転入前の市町村に問い合わせてください。

市外に転出した人

岩倉市において住民票が作成され（転入届を出し）、引き続き3カ月以上の間住民基本台帳に記録されていた人で、公示日の3カ月前の日以降に転出された人は、新住所地ではまだ選挙権がありませんので、岩倉市において指定されていた投票所で投票してください。

期日前投票

投票日に仕事や旅行などやむを得ない理由で投票所に行けない人は、投票日の前日まで期日前投票ができます。

●期日前投票期間・時間

公示日の翌日から投票日の前日までの期間 午前8時30分～午後8時

●期日前投票場所

岩倉市役所2階会議室1

※期日前投票には、入場券をお持ちください（未着の場合は不要です）。

※あらかじめ宣誓書に必要事項を記入していただくと、手続きが早く済みます。

候補者等を知るには

立候補者の氏名・経歴・政見・写真等を載せた選挙公報を、投票日の2日前までに戸別にお届けします。また、市ホームページにも掲載します。

選挙公報は配達員が順次配達しますが、届かない場合は、岩倉市選挙管理委員会まで連絡してください。



第27回参議院議員通常選挙について
もっと知りたい人はこちら⇒



不在者投票

●滞在地での不在者投票

出張や里帰りなどで、期日前投票期間および投票日とも不在の人は、滞在先の市町村選挙管理委員会において不在者投票ができます。なお、事前に手続きが必要ですので、岩倉市選挙管理委員会に問い合わせてください。また、郵送までに日数がかかるので、早めに手続きをしてください。

★オンライン請求も可能です

マイナンバーカードを持っている人は、マイナポータルのオンライン申請サービス「ぴったりサービス」を利用して、オンラインで不在者投票に必要な投票用紙の請求ができます。詳細は、マイナポータルを確認してください。

●郵便による不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている選挙人で、障害の程度がそれぞれ右表に該当する人、介護保険法上の要介護者で介護保険証に要介護5の記載がされている人は、郵便による不在者投票ができます。

郵便で不在者投票をするためには、事前に郵便等投票証明書が必要となりますので、岩倉市選挙管理委員会へ詳細を問い合わせてください。

●病院などに入院している人

病気、ケガなどで入院されている人で、投票当日、投票所へ行けない場合は、指定の病院・施設であれば、そこで不在者投票をすることができますので、病院長または施設長に申し出てください。

交付手帳名 障害の種類	身体障害者 手帳	戦傷病者 手帳
両下肢・体幹	1級・2級	特別項症～ 第2項症
移動機能		—
心臓・じん臓・呼吸器・ ぼうこう・直腸・小腸	1級・3級	特別項症～ 第3項症
免疫	1級～3級	—
肝臓	1級～3級	特別項症～ 第3項症

当日の投票所

投票所の区域は、主な行政区または町名で記載してあります。
※投票日当日は、指定の投票所以外での投票はできません。投票所の場所は、投票所入場券で確認してください。

投票所	投票区の区域
北第一（八剣会館）	八剣町、井上町
北第二（石仏会館）	石仏町、神野町
上（岩倉北小学校屋内運動場等複合施設（多目的スペース））	東町、中野町、本町（北口）、本町（門前）
天神（第二児童館）	西市町、鈴井町、泉町、宮前町
中第一（くすのきの家）	中本町、本町（上市場）、下本町
中第二（第三児童館）	大市場町、下本町、昭和町一丁目・二丁目
中央（市役所）	栄町、中央町、旭町、新柳町
南第一（岩倉南小学校きらきら広場）	大地町、大地新町、川井町、南新町
南第二（曾野小学校放課後児童クラブ施設）	稲荷町、曾野町、昭和町三丁目
西（北島町公会堂）	北島町、野寄町
下（防災コミュニティセンター）	大山寺町、大山寺元町、大山寺本町、五条町
東（岩倉団地集会所）	東新町

代理投票等

心身の故障その他の事由により自ら候補者の氏名等を記載することができない人は、厳正な立ち会いのもとに係員があなたの投票したい候補者の名前を代筆します。また、点字のできる人は、点字投票もできます。

投票所入場券

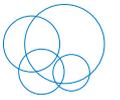
投票所入場券は、公示日の3日前頃から順次発送します（世帯ごとに郵送します）。
入場券は、棄権防止、投票所内での整理などの方法の一つとして発行していますので、入場券がなくても選挙人名簿に登録され、選挙権があれば投票できます。
入場券が届かないとき、または、紛失されたときは、投票当日、直接、投票所の受付係に申し出てください。

開票

選挙人は、開票を参観することができます。会場では、係員の指示に従い、静粛にしてください。

- とき 投票日の午後9時～
- ところ アデリア総合体育文化センター（予定）

◆問合先 岩倉市選挙管理委員会（☎ 38-5804）



会計年度任用職員を募集しています

市役所

- 勤務内容 戸籍業務事務補助
(振り仮名の届出に関する相談対応等)
- 応募資格
 - ・窓口対応および電話対応ができること
 - ・パソコン (Excel、Word 等) の基本操作ができること
- 勤務時間 平日午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分のうち 7 時間勤務 (シフト制) (休憩時間 1 時間あり)
- 賃金 時給 1,228 円
- 募集人数 3 人
- 雇用期間 8 月 1 日(金)～ 10 月 31 日(金)
- 申込 7 月 1 日(火)から 15 日(火)までに右記二次元コードから
- 問合せ先 市民窓口課窓口グループ (☎ 38-5807)



詳しくは市ホームページを確認してください。

清掃事務所

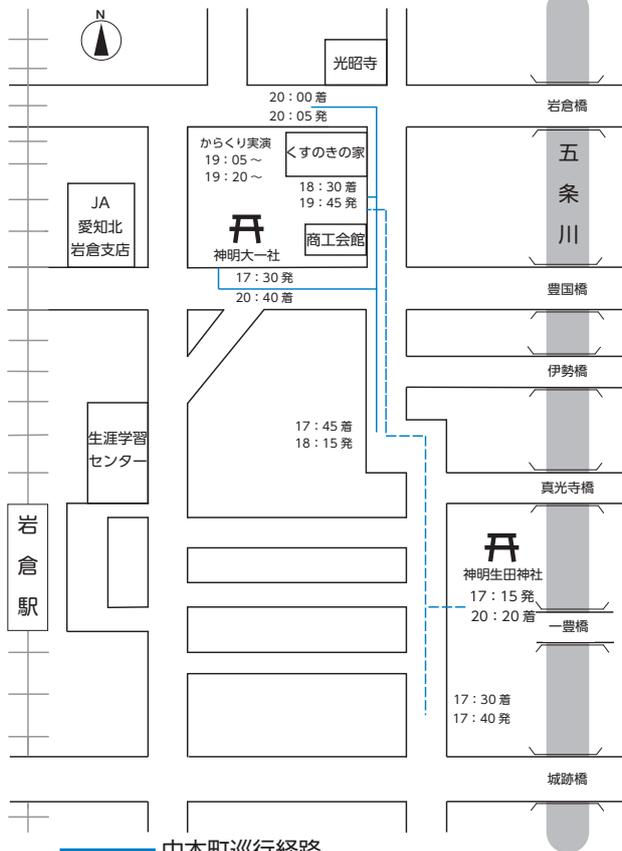
- 勤務内容 粗大ごみ収集予約受付およびその他の業務
- 勤務時間 隔週 5 日勤務 午前 9 時～午後 5 時
- 賃金 時給 1,228 円～
- 募集人数 1 人
- 問合せ先 清掃事務所 (☎ 66-5912)、
環境政策課廃棄物グループ (☎ 38-5808)

放課後児童クラブ

- 勤務内容 長期休業期間 (夏休み) の補助児童厚生員
- 応募資格 18 歳以上の子どもが好きな人
- 勤務時間 月～金曜日 (交代制) 1 日 4～6 時間 (時差勤務あり)
- 賃金 時給 1,228 円～
- 問合せ先 第一児童館 (☎ 38-1106)



詳しくは、市ホームページを確認してください。



— 中本町巡行経路
 - - - 下本町巡行経路

※時間は目安です。

岩倉祇園宵祭り

●問合せ先 中本町区山車保存会 古田 (☎ 66-3535)
 下本町区山車保存会 横井 (☎ 37-4187)

中本町、下本町の祇園宵祭りでは山車曳きが行われます。
 提灯を飾り、神秘的に変身した山車が、岩倉街道を巡行します。

●とき 8月2日(土)午後5時～8時30分 (雨天中止)

●ところ 中本町・下本町区内の岩倉街道

●内容 山車曳き、からくり実演

※山車巡行に伴い、巡行路と巡行路周辺の道路の交通規制を実施します。

リチウム電池等の分別に協力をお願いします

●問合先 清掃事務所 (☎ 66-5912)、環境政策課廃棄物グループ (☎ 38-5808)

リチウム電池は、スマートフォンやゲーム機器など身の回りの持ち運びの出来る製品に数多く使用されており、衝撃を与えると発火する恐れがあります。

燃やすごみ、破碎ごみ、プラスチック資源のごみ袋にリチウム電池が混入すると、ごみ収集車内で圧縮された際に、発火し、火事を起こす可能性があります。また、その場で発火しなくても、ごみ処理施設でごみ収集車からごみを排出する際に、空気に触れることにより発火する恐れがあります。

そのため、リチウム電池を含む電池類は燃やすごみ、破碎ごみ、プラスチック資源の袋で絶対に出さずに、分別収集の「乾電池類」として出すようにしてください。

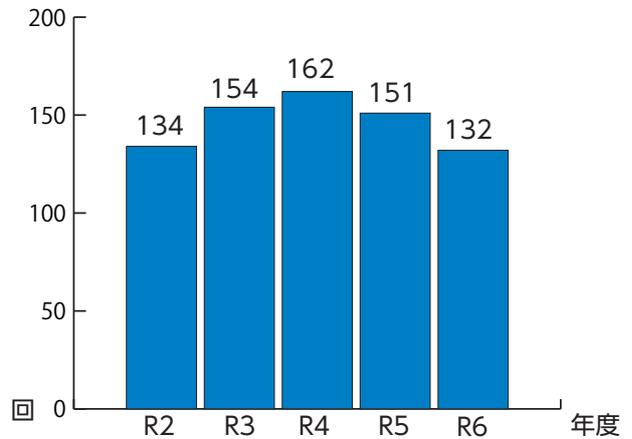
リチウム電池が 使用されている製品例

- ・モバイルバッテリー
- ・コードレス掃除機
- ・ポータブル電源
- ・ポータブルスピーカー
- ・ポータブルプレイヤー
- ・携帯扇風機
- ・ワイヤレスイヤホン
- ・加熱式たばこ
- ・携帯電話機
- ・電動工具
- ・タブレット
- ・玩具製品



小牧岩倉エコルセンター施設内発火状況

ごみ破碎施設検知件数 (設備停止後、原因物の特定ができたもの)



粗大ごみの予約受付は WEBからもできます

●問合先 清掃事務所 (☎ 66-5912)、
環境政策課廃棄物グループ (☎ 38-5808)

粗大ごみの出し方は、①有料戸別収集、②小牧岩倉エコルセンターへ搬入、③一般廃棄物処理業者へ依頼の3つの方法があります。そのうち、①有料戸別収集は、電話のみの受付となっていたのですが、現在は電話に加え、WEBでの申込が可能となりました。

詳細は、市ホームページを確認してください。



南部中学校区 コミュニティ・スクール を開始しました

●問合先
学校教育課学校教育グループ (☎ 38-5818)

コミュニティ・スクールとは、保護者や地域が一定の権限を持って学校運営に参画することにより、目標やビジョンを共有して、社会総がかりで子どもたちの健全育成や学校運営に取り組むものです。

令和6年度より開始した岩倉中学校区の3小学校と1中学校に続き、南部中学校区の2小学校と1中学校も令和7年度より開始しました。

各小中学校ごとに地域人材と連携し、地域ぐるみで教育を行っていきます。



ご存じ
ですか？

国 民 年 金

●問合先 市民窓口課国保年金グループ (☎ 38-5833)
一宮年金事務所 (☎ 0586-45-1418)

保険料の申請免除制度

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合は、申請により保険料が免除となる申請免除制度を利用できます。申請免除の種類は下表のとおりですが、所得要件などがあります。

国民年金の保険料が免除（猶予）されると・・・

【令和7年度の月額保険料】

免除等の種類	免除される保険料額	納める保険料額
全額免除	17,510円	0円
3/4免除 (1/4納付)	13,130円	4,380円
半額免除 (半額納付)	8,750円	8,760円
1/4免除 (3/4納付)	4,380円	13,130円
納付猶予	猶予	0円

※一部納付の免除は、「納める保険料額」を納付しないと未納となり、老齢基礎年金への計算に算入されません。
※免除された期間があると、将来受け取る年金額が少なくなります。免除された保険料は、10年以内であれば、後から納めること（追納）ができます。

●申請手続きについて

①マイナポータルを利用した電子申請

マイナンバーカードを持っている人は、マイナポータルを利用した電子申請が便利です。

②申請書による申請

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」に必要事項を記入し、国保年金グループまたは年金事務所まで提出してください。郵送でも手続きできます。

★申請に必要なもの

- ・本人確認書類
- ・基礎年金番号が確認できる書類（基礎年金番号通知書、年金手帳など）
- ・失業などによる申請を行う場合は、失業した事実が確認できる書類（雇用保険受給資格者証、離職票など）

詳しくはこちら▶



高齢任意加入・付加年金制度

【高齢任意加入制度】

老齢基礎年金を受給するための資格期間（10年以上）を満たしていない人や、年金額を増やして満額に近づけたい人は、60歳から65歳になるまでの間、任意で国民年金に加入することができます。

また、受給の資格期間を満たしていない人については、65歳から70歳になるまでの間も、不足期間を満たすまで加入することができます。

※厚生年金加入中の人、老齢基礎年金の繰上げ支給を受けている人は加入できません。

●持ち物 本人確認書類、預金通帳、銀行届出印など

【付加年金制度】

定額保険料に加えて、付加保険料を納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされます。

●付加保険料 月額 400円

●付加年金の年金額 $200円 \times 付加保険料納付月数$

●対象 国民年金第1号被保険者、65歳未満の任意加入被保険者

※国民年金基金に加入している人、国民年金保険料の納付を免除されている人は、付加保険料を納付できません。

●持ち物 本人確認書類

～ 皆さんの声を聴かせてください ～

「岩倉市行政改革行動計画」実績評価シート のパブリックコメントを実施します

●問合先 企画財政課財政グループ (☎ 38-5805)

効果的かつ効率的な行政を進めるため、「岩倉市行政改革行動計画」を策定し、行政改革に取り組んでいます。令和6年度の実績について、次のとおり「岩倉市行政改革行動計画」実績評価シート（庁内評価後）のパブリックコメントを実施します。

●公表方法 情報サロンで閲覧いただけるほか、市ホームページでもご覧いただけます。

※個別に回答はしませんが、後日市ホームページに意見と市の考え方を掲載します。

●受付期間 7月17日(木)～8月18日(月)

●意見の提出方法

①企画財政課へ持参②市ホームページ内の投稿フォーム

※提出にあたって書式は定めていませんが、件名（岩倉市行政改革行動計画）を明記してください。



協働のまちづくりコーナー

【市民活動に関する問合先】市民活動支援センター（市民プラザ内☎・FAX 37-0257）

【掲載に関する問合先】協働安全課市民協働グループ（☎ 38-5803）

●まちづくりネットワークの説明ページはこちら→
なにか社会の役に立ちたい、特技を生かしたいと思っ
ている人は、右の二次元コードからご覧ください。



●『メルマガかわらばん』に登録してください。市
民主体のイベント情報を中心にお届けしています。
こちらから空メールを送ってください。→



65歳の集い「自分ライフテイクオフ」

●問合先 市民活動支援センター (☎ 37-0257)

元気な80代を迎えるためにも60代から70代をどのように過ごすかが重要です。食事や運動に加えて「社会参加」がキーワードです。心身共に健康な「自分ライフ」を目指しましょう。65歳ではない人も参加できます。

●とき 7月27日(日)午後1時30分～（開場：午後1時）

●ところ アデリア総合体育文化センター多目的ホール

●内容

第1部 健康講演会1「腸元気生活のすすめ 意外と知らないウンチの話」

★講師 御代田勲さん（株式会社ヤクルト東海）

健康講演会2「フレイル予防」

★講師 粉内真二さん（岩倉シルバーリハビリ体操指導士養成講師）

第2部 ワークショップ「かたりば いわくら再発見」

「いわくらカード」を使ってあなたの知らない岩倉を発見

★ファシリテーター 池田哲也さん（(一社)地域問題研究所）



▲申込はこちら